

敬愛大学総合地域研究所規程

平成21年12月22日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、敬愛大学学則第45条第2項の規定に基づき、敬愛大学総合地域研究所(以下「研究所」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、経済学・経営学・国際学・教育学・環境等の分野における学術研究、調査を通して、世界の諸地域、また本学の存立する地域の平和と豊かなる社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 研究所の企画による共同研究・調査
- (2) 共同研究の成果の公表(紀要等の刊行)
- (3) 敬愛大学学術叢書の刊行
- (4) 研究会、セミナー、講演会、公開講座等の開催
- (5) 研究所活動を公表する所報等の発行
- (6) 委託研究の受託および実施
- (7) 内外の研究機関、研究者との学術交流
- (8) 資料の収集・保存
- (9) その他、研究所の目的達成に必要な事業

(所員および研究員)

第4条 研究所の所員(以下「所員」という。)は、本学専任教員全員とする。

2 研究員は、所員であり、研究所の事業に参加を申し出た者のうち、研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、研究所所長(以下「所長」という。)が委嘱した者とする。

3 研究所は、正規の研究員以外に、客員研究員、特別研究員、地域研究員を置くことができる。それぞれの細則は次に定める。

- ・ 客員研究員は、内外において(現在及び過去に)常勤の教育・研究職にあり、本研究所の事業への参加が運営委員会の議を経て承認され、研究所長が委嘱した者。
- ・ 特別研究員は、内外における大学院レベルに準じる教育・技能の修了者で、本研究所の事業への参加が運営委員会の議を経て承認され、研究所長が委嘱した者。
- ・ 地域研究員は、主として近隣地域在住の一般人で、本研究所の事業への参

加を運営委員会によって承認され、研究所長が委嘱した者。

(運営組織)

第5条 研究所の組織は、次の通りとする。

- (1) 所長
- (2) 研究所運営委員(以下「運営委員」という。) 8名
- (3) 運営委員会

(研究所所長)

第6条 学長によって指名された所長は研究所の事務を管掌し、研究所を代表する。

- 2 所長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 所長は、原則として年1回所員総会を開催しなければならない。ただし、必要が生じた場合には、随時開催することができる。

(所長の任期)

第7条 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 所長が欠けたときは、後任所長の任期は前任者の残存期間とする。

(運営委員)

第8条 運営委員は所員の中から選出される。

- 2 運営委員は、各学部から4名ずつ選出される。

(運営委員の任期)

第9条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の審議事項)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 第3条に規定する事項
- (2) その他の研究所の運営に関する事項

(運営委員会の議決)

第11条 運営委員会は、過半数の出席により成立する。

- 2 運営委員会の議決は、出席した運営委員の過半数でこれを行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

(申請手続)

第12条 第3条第1号、第2号の研究を担当し、助成を得ようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに所長に提出しなければならない。

- 2 前項により申請書を提出し、助成を認められた者は費用の援助を受けることができる。

(研究員の義務)

第13条 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末までに、所長に提出しなければならない。

- 2 研究員は、研究終了後、研究成果を所長に提出しなければならない。

(所長の報告義務)

第14条 所長は、研究員の研究事項および研究費について学長に報告しなければならない。

- 2 所長は、第3条が規定する事業内容の実施について、学長に報告しなければならない。

(研究成果の発表)

第15条 研究所は、所員および客員研究員等の研究成果を研究所紀要・学術叢書等に公表する。

- 2 客員研究員等の論文等を研究所紀要に掲載する場合は、運営委員が審査し、所長の承認を得なければならない。

(報告書及び事業計画書)

第16条 所長は、当該年度の事業計画報告書及び次年度の事業計画書を学長に提出しなければならない。

- 2 事業計画を変更した場合には、前項の規定を適用する。

(予算案・決算の提出)

第17条 所長は、次年度の予算案を作成し、運営委員会の承認を得て、学長に提出しなければならない。

- 2 所長は、前年度の収支決算書を学長に提出し、学長および大学評議会の承認を得た後、それを所員に報告する。

(研究計画及び予算の明示)

第18条 所長は、予算案について学長の承認を得た後、次年度の研究計画及び研究予算を所員に明示し、所員総会の承認を得なければならない。

(研究所の運営費)

第19条 研究所の運営費は、次の各号に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 大学予算によって定められた研究所運営費
- (2) 委託研究費
- (3) 寄付金

(4) その他の収入

(研究所の事務)

第 2 0 条 研究所の運営に関わる庶務は、大学運営室が担当する。

(会計年度)

第 2 1 条 研究所の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(図書・資料・機器備品)

第 2 2 条 研究員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(改廃)

第 2 3 条 この規程の改廃については、運営委員会の議を経て、評議会の承認を得たのち、所員総会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規程は平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、敬愛大学経済文化研究所規程[平成 1 5 年 2 月 1 0 日]および敬愛大学環境情報研究所規程[平成 1 8 年 4 月 1 日]は、廃止する。